

一般社団法人日本接着歯学会
学会功労賞選考内規

1. 表彰に関する規程に基づき、学会功労賞の選考内規を定める。
2. 本賞は一般社団法人日本接着歯学会において、学会活動及び会務に永年多大に貢献し、特に功労が顕著であったと認められる者に授与するものである。
3. 本賞受賞候補者の推薦に当たっては、代議員の発議によるものとする。
4. 本賞受賞候補者の選考及び受賞者の決定は、理事会の議に委ねる。
5. 本賞の受賞者には賞状及び副賞を授け表彰する。
6. 本内規の改廃は、表彰委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本内規は平成 28 年 6 月 19 日から施行する。
2. 本内規は令和 2 年 5 月 18 日から一部改定施行する。
3. 本内規は令和 3 年 8 月 30 日から一部改定施行する。